

議会運営委員会記録

1. 期日 平成 29 年 8 月 22 日(火) 開会 13 時 30 分
閉会 14 時 27 分
2. 場所 第 1 委員会室
3. 議題
①平成 29 年第 3 回二宮町議会定例会の運営について
②その他
4. 出席者 杉崎委員長、渡辺副委員長、前田委員、二宮委員、野地委員、添田委員
二見議長
事務局 戸丸事務局長、和田庶務課長、鈴木主任主事
執行者側 ①政策総務部長、総務課長、庶務人事班長
傍聴議員 6 名
一般傍聴者 0 名
5. 経過
議長あいさつ

① 平成 29 年第 3 回二宮町議会定例会の運営について

委員長 これより議題に入る。平成 29 年第 3 回二宮町議会定例会の運営を議題とする。執行者側より説明を願う。

総務課長 資料に基づき説明(平成 29 年第 3 回二宮町議会定例会上程議案説明資料)

委員長 これより質疑に入る。

(挙手なし)

委員長 質疑がなければ、事務局より議事及び会期日程(案)について説明をお願いします。

局長 資料に基づき説明(平成 29 年第 3 回二宮町議会定例会議事及び会期日程(案))

委員長 ただ今局長より説明があったが、その中で協議を要する事項について、委員の皆さまで協議をしていただきたい。

1 件目、「薬害肝炎救済法の延長を求める意見書」の採択を求める陳情について、趣旨説明は来られないが、いかがか。

野地 陳情趣旨説明の方が来られないということは、委員と執行者側との審議のみなのか。

- 委員長 そうではない。執行者側が陳情を出していないため、答えようがない。委員だけで審議することになる。
- 野地 そういうことであれば、非常に曖昧な中で判断を下さなければならず、逆効果も考えられるため、今回は机上配付でよいのではないか。
- 委員長 他の委員の方はいかがか。意見は1件だけだが決をとる。この陳情について、机上配付に賛成の委員の挙手を求める。
- 挙手多数（4対1）
 （前田、二宮、添田、野地各委員）
- 委員長 挙手多数のため机上配付と決定した。次に、所得税法第56条廃止の意見書を国に提出することを求める陳情についてである。陳情趣旨説明に来るとのことである。この件についてはいかがか。
- 二宮 所得税法第56条の立法の趣旨を読むと、存続しないと第57条に該当する一般の納税者の方に大変偏りが生じる内容になってしまうので第56条を廃止しない方がよい。
- 委員長 意見を聞いているのではなく、取り扱いについてである。
- 渡辺 趣旨説明者が来られるので、審査をするのが妥当である。
- 委員長 他の委員の方はいかがか。
- 二宮 趣旨説明者はあるが、審査に値しないので机上配付でよい。
- 委員長 他に意見はあるか。
- 野地 現状をより正確に把握した上で、意見書に対する審査をしたいため、審議することによりかと思う。
- 委員長 今、審査すべきとの意見が出た。それでは採決をとる。所得税法第56条廃止の意見書を国に提出することを求める陳情について、委員会に付託すべきだという方の挙手を求める。
- 挙手多数（4対1）
 （渡辺、前田、野地、添田各委員）
- 委員長 挙手多数で付託することに決定した。出席者は担当部長以下でよいか。
- （「異議なし」との声あり）

委員長 決算総括質疑の通告締切日について8月31日17時とするが
よいか。

(「異議なし」との声あり)

委員長 休会日とすることの確認についてこの日程でよろしいか。
(資料 協議事項3. 休会日とすることの確認について①から
⑤の日程について確認)

(「異議なし」との声あり)

庶務課長 薬害肝炎の陳情の件であるが、机上配付になったので9月4
日に教育福祉常任委員会は開催しないということによろしい
か。当日に継続調査の確認事項があれば開催で構わないが、無
ければ教育福祉常任委員会は開催しない。

委員長 それでは、教育総務常任委員会は、開催しないということで、
9月4日は、総務建設経済常任委員会のみ開催する。協議事項
は以上である。会期日程や、その他の事項は局長の説明通りで
よいか。

(「異議なし」との声あり)

② その他

委員長 2番目のその他の議題である。7月の全協で本会議でのプロ
ジェクター使用について提案があり、本日運営委員会で検討す
るとのことになった。本日の検討にあたり、8月上旬に渡辺議
員、湘南ケーブルテレビ関係者、事務局と議場での配置につい
て下見をした。これをもとに協議したい。

資料に基づき説明(本会議におけるスライド使用について
の検討資料)

何か質問はあるか。

野地 これはやる前提での検討なのか。どなたか議員の要請があっ
てのものなのか、経緯が分からないので説明していただきたい。

委員長 以前の議会全員協議会で触れたが、渡辺議員から大磯でやっ
ているので議会運営委員会でも取り上げるのはどうかとの意
見があった。やるという前提ではなく、やるならこういうもの
だということを示した。これをもとに、やるかやらないかを話
し合う。資料の前提についてのところはいかがか。資料のA B
Cの件については現場に行って説明する。

休憩 14時01分
再開 14時16分

委員長

今現場を見ていただいた。スライドの使用を決定するにあたり、使用する場面は一般質問か総括も使用するのかということだが、試行なので一般質問とし、枚数は5枚、使用は希望者だけで、スクリーンの場所はB案とした上で使用するかどうかを決定する。

9月議会でスライドの使用を試行することについて賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

委員長

挙手全員のため9月議会はスライド使用するがあくまでも試行である。スライドの原稿を執行者側にあらかじめ渡す必要があるが、期限はいつまでにするか。

庶務課長

執行者側の希望は、通告の際に一緒にほしいとの話であった。

渡辺

執行者側は当然、早めにほしいだろうし、我々としたら本当は、当日という気持ちである。折り合いをつけるのであれば、事務局の作業もあり、前日は厳しいと思うため、中1日空けるくらいが妥当ではないか。

局長

中1日ではなく、もう少し早めにもらえないか。写真ならばよいが、グラフ等であれば答弁の内容にもよるが、ある程度内容を事前に把握したい。

添田

執行者側の言うことは分かるが、質問と関係ないことが出てくるわけでもなく、質問側は前日まで組み立てをしている。よって前々日くらいが妥当である。

局長

了解したが、スライドが見つからない場合はプリントされた資料を見ると思うが、何番目の画面と分かれば見やすいため、資料には番号を入れていただきたい。

委員長

スライド原稿の締切日は、一般質問の前々日の17時までにデータもしくは紙で提出する。9月議会で試行し、今後の使用については10月頃に議会運営協議会を開き検討し、正式に使用するか決定したい。執行者側にも報告する必要がある。

先ほど確認していなかったが、使用する場所について、登壇時か質問席での質問時かは、個人に任せるということによるしいか。

(「異議なし」との声あり)

委員長

また、確認だが操作はあくまで質問者本人が行う。

庶務課長

前提の部分でも、少し触れているが、聴覚障がいのある方にとっては大変良い試みであるが、視覚障がいのある方など音声だけ聞いている場合に、スライドのここをご覧ください等の説明ではわからないため、今こういう画像が映っている等の画面の説明もお願いしたい。

閉会 14時27分